

気になる生徒いませんか



生徒一人一人の
ニーズに応えます

高等学校における特別支援教育の充実

—発達障害の理解と支援—

中学校

小学校

特別な支援を必要とする生徒

高等学校

特別な支援を必要とする児童

学習障害 (LD)

全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

注意欠陥多動性障害 (ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、7歳以前に現れ、その状態が継続しているものです。

自閉症スペクトラム (ASD)

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害です。そのうち知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症と分類されます。

○ 高等学校へ進学する生徒のうち、**発達障害等のある特別な支援が必要とされる生徒**

2.2%

「高等学校における特別支援教育の推進」(文部科学省：H21)

宮城県教育委員会

支援体制づくり

中学校からの引継をもとに、支援の必要な生徒に適切に対応していくためには、**校内支援体制の構築**が必要です。校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターが中心となり、生徒指導部や教育相談部等とも連動した校内委員会を設置し、発達障害のある生徒等が抱える課題の解決に当たります。

入口の支援

連携と情報の共有

- 入試における配慮・支援
- 中学校からの情報提供（学習面、生活面等での支援・配慮等）
- 中学校との入学決定後の引継等

体制の充実強化

- 管理職や教職員、生徒、保護者の障害に対する理解、啓発
- 特別支援教育コーディネーター（★1）の専門性の向上
- 特別支援教育校内委員会（★2）の設置と計画的開催
- 生徒指導部等、既存の校内組織との連携
- 特別支援学校のセンター的機能の活用

校内体制づくり

特別支援教育（★1）

コーディネーター

- ◇本人・保護者と合理的配慮や支援についての調整
- ◇関係機関との連絡調整
- ◇担任や保護者との連絡調整
- ◇校内委員会の資料準備 など

校内委員会（★2）

- ◇校内の支援状況の集約と支援の方向性確認
- ◇具体的な支援の検討
- ◇関係機関との連携の必要性についての検討 など

個別の指導計画

生徒一人一人に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、指導目標・指導内容・方法等を具体的に表した計画を作成します。

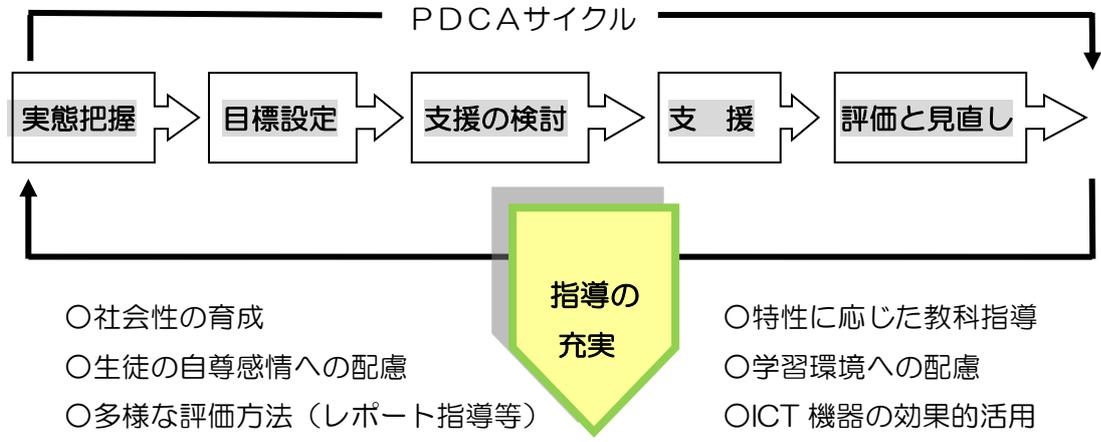
個別の教育支援計画

卒業後も見通した視点に立ち長期的な支援計画を作成します。（教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して支援するための計画です。）

全職員が共通の認識で生徒に対応し、支援しましょう

指 導 の 充 実

実際の支援は、学級担任を中心に、関係する教員が対応等について共通理解を図り、落ち着いて学習できる環境の整備や、障害の特性に応じた教科指導等への配慮や工夫について検討しながら行います。また、実際の支援が適切なものかを常に評価・見直ししながら、支援内容の検討、改善をしていく事が大切です。



***** **個々の生徒への合理的配慮** *****

【生活指導】	【学習指導】	【進路指導】
<ul style="list-style-type: none"> *生活上必要とされるスキル(挨拶の仕方や他者との接し方等)を身に付ける学習 *自らの心の動きや感情の変化を認識しコントロールする学習 *個々が得意とする理解の仕方を把握(認知の特性等)し日常生活で活用する力を育てる学習 	<ul style="list-style-type: none"> *板書やプリントの工夫 *作業業的な内容やグループでの学習等の取り入れ *全校体制による補習の実施等 *ICT 機器等の効果的活用 	<ul style="list-style-type: none"> *将来の自立と社会参加に向けた適切な進路指導 *自己の抱える、学習や社会生活上の困難について、理解を深めさせ、 <ul style="list-style-type: none"> ・情緒の安定 ・自尊心の育成 ・意欲の向上を図る。

適切な支援のポイント

- ◇頭ごなしに叱らない
- ◇わかりやすい指示
- ◇自信の回復
- ◇得意な面を伸ばす方に着目
- ◇具体的にほめる

出口の支援へ

キャリア教育・就労支援等

- 社会生活・就労への適応力向上のための指導・充実
- 特別支援学校との連携
- 関係機関との連携・情報提供
- 卒業後の継続的就労支援

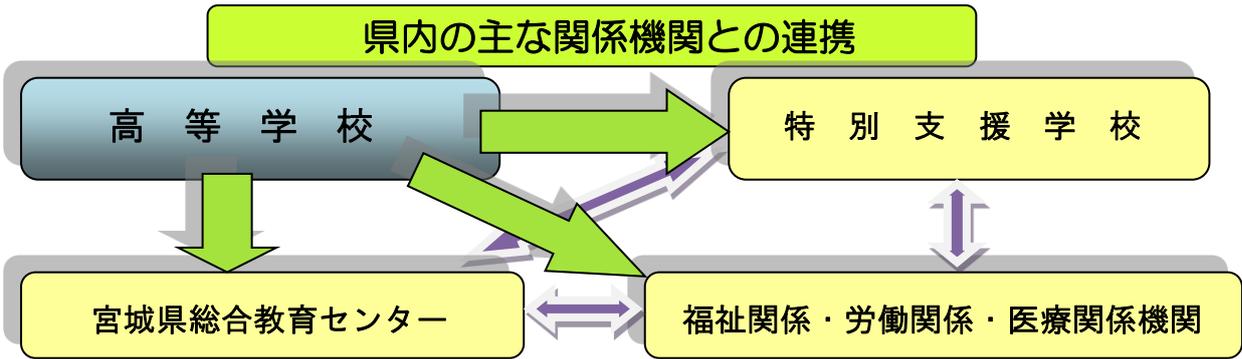
支 援 の 充 実

障害のある生徒一人一人の教育的ニーズに対応して効果的・効率的に教育を行うためには、教育、福祉、医療、労働等、関係機関等との連携協力が大切です。相談したい内容を明確にし、相談内容に適切なアドバイスをしてくれる機関を選定し、連携を開始します。相談を繰り返したり新しい支援方法などの助言を受けたりしながら生徒への支援を充実させていきます。

また、県内各地には、特別支援学校が設置されており、特別支援教育コーディネーターが中心になって就学や進路のこと、発達のことなどについて相談を随時受け付けています。気軽に活用してみましょう。

注意しましょう!

各相談機関等を活用する際には、支援の必要性に対する、本人、保護者の理解と了承が必要です。



■ 【教育関係】

○特別支援学校

県内には視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由、知的障害の特別支援学校が分校を含め、24校あります。各学校の特別支援コーディネーターに連絡することで、①個別の指導内容・方法についての助言、②関係機関等との連絡・調整、③研修協力、④施設設備等の提供等の支援を受けることができます。

○宮城県総合教育センター 022-784-3541

総合教育センターでは、子どもの教育相談・不登校相談・発達支援に関する相談を受け付けています。

<特別支援教育相談ダイヤル> 022-784-3565

■ 【福祉関係】

- 宮城県子ども総合センター 022-784-3580
- 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」 022-376-5306
- 仙台市発達相談支援センター
 - ・「北部アーチル」 022-375-0110
 - ・「南部アーチル」 022-247-3801

■ 【労働関係】

- 宮城障害者職業センター 022-257-5601
- 仙台市障害者就労支援センター 022-772-5517
- 仙台公共職業安定所 022-299-8829

■ 【医療関係】

- 地方独立行政法人 宮城県立こども病院 022-391-5111
- 独立行政法人国立病院機構宮城病院 0223-37-1131
- 独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター 022-293-1111
- 宮城県医師会健康センター 022-256-8600

【ワンポイント】

福祉機関 労働機関 医療機関の専門家との相談とともに「個別の支援計画」策定に向けた適切な支援の在り方についての指導・助言を受けることもできます